

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月25日
【事業年度】	第24期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社エフオン
【英訳名】	EF-ON INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 知格
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03-5299-8521
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池 久士
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03-5299-8521
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池 久士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高 (百万円)	6,150	9,920	11,040	11,049	12,218
経常利益 (百万円)	1,172	2,305	2,884	2,600	2,826
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,880	2,004	2,366	2,084	1,757
包括利益 (百万円)	1,899	2,026	2,374	2,087	1,757
純資産額 (百万円)	7,394	9,436	11,902	13,862	15,434
総資産額 (百万円)	21,873	22,414	28,168	33,360	39,847
1株当たり純資産額 (円)	423.06	441.82	549.44	639.64	712.89
1株当たり当期純利益金額 (円)	107.90	95.02	110.61	96.40	81.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	106.67	94.88	109.19	96.03	81.21
自己資本比率 (%)	33.8	42.0	42.1	41.5	38.7
自己資本利益率 (%)	29.1	23.9	22.2	16.2	12.0
株価収益率 (倍)	6.8	8.8	12.2	8.3	7.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,977	4,508	3,769	2,866	2,829
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,934	3,383	5,492	6,211	7,702
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	976	645	3,192	3,856	4,571
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,734	2,214	3,684	4,232	3,931
従業員数 (人)	122	126	143	172	204
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(14)	(15)	(14)	(17)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で分割しております。これに伴い、当該株式の分割が第21期期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 第24期における従業員数増加は、主にグリーンエネルギー事業における発電所勤務者の人員増強です。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年 6 月	2017年 6 月	2018年 6 月	2019年 6 月	2020年 6 月
売上高 (百万円)	7,445	2,850	3,820	8,102	6,010
経常利益 (百万円)	371	1,381	606	379	1,251
当期純利益 (百万円)	1,167	1,760	822	595	1,227
資本金 (百万円)	2,118	2,164	2,276	2,288	2,292
発行済株式総数 (株)	17,457,156	17,758,110	18,004,571	21,626,959	21,638,199
純資産額 (百万円)	4,952	6,729	7,643	8,111	9,153
総資産額 (百万円)	10,716	11,103	14,744	17,744	16,878
1株当たり純資産額 (円)	283.17	314.76	352.29	373.72	422.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5 (-)	8 (-)	8 (-)	8 (-)	8 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	67.01	83.46	38.44	27.53	56.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	66.25	83.34	37.95	27.42	56.72
自己資本比率 (%)	46.1	60.4	51.6	45.5	54.2
自己資本利益率 (%)	26.7	30.2	11.5	7.6	14.3
株価収益率 (倍)	10.9	10.0	35.0	29.1	10.5
配当性向 (%)	7.5	8.0	17.3	29.1	14.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	30 (7)	31 (6)	30 (5)	37 (4)	32 (6)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	93.9 (78.0)	129.8 (103.2)	209.0 (113.2)	126.7 (103.8)	96.3 (107.1)
最高株価 (円)	839	1,113	1,798 1,346	1,449	898
最低株価 (円)	369	592	996 1,294	723	385

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で分割しております。これに伴い、当該株式の分割が第21期期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

4. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。第22期の株価については株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割後の最高株価及び最低株価を印で記載しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
1997年5月	東京都千代田区一番町16において、日本初のE S C O事業専門の会社として設立
2003年9月	本社を東京都中央区京橋二丁目9番2号に移転
2004年2月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社日田ウッドパワーを設立
2004年2月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社白河ウッドパワーを設立
2004年3月	経済産業省資源エネルギー庁に特定規模電気事業開始を届出
2004年8月	電力小売事業に関する子会社として株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントを設立
2005年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2005年4月	株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントの社名を株式会社フェスコパワーステーション滋賀に変更
2005年12月	省エネルギー支援サービス事業に関するメンテナンス事業会社として株式会社フェスコメンテナンスを設立
2006年10月	株式会社白河ウッドパワーにおいて木質バイオマス発電所の商業運転開始
2006年11月	株式会社日田ウッドパワーにおいて木質バイオマス発電所の商業運転開始
2007年12月	株式会社フェスコメンテナンスを株式会社ファーストエスコを存続会社として合併
2008年1月	グリーンエネルギー事業における発電用燃料の収集を目的として株式会社バイオネンサービスを設立
2008年6月	本社を東京都中央区京橋二丁目10番2号に移転
2009年4月	電力ビジネス事業部門を新設分割し、株式を譲渡することで、電力小売り事業から撤退
2010年4月	株式会社バイオネンサービスを、株式会社ファーストバイオスへ商号変更
2010年12月	日本テクノ株式会社に株式会社フェスコパワーステーション滋賀の株式全てを譲渡
2011年5月	本社を東京都中央区八重洲二丁目7番12号に移転
2011年6月	日本テクノ株式会社に株式会社白河ウッドパワーの株式50%を譲渡
2012年6月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてアールイー福島株式会社を設立
2012年7月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてソレイユ日田株式会社を設立
2012年8月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてアールイー大分株式会社を設立
2013年5月	ソレイユ日田株式会社において太陽光発電所の商業運転開始
2013年7月	日本テクノ株式会社より株式会社白河ウッドパワーの株式50%を取得、連結子会社化
2014年10月	アールイー福島株式会社を、アールイー鹿沼株式会社へ商号変更
2015年11月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2016年2月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年4月	「エフオン(EF-ON)」ブランドの発足 株式会社ファーストバイオスを、株式会社エフバイオスへ商号変更 株式会社日田ウッドパワーを、株式会社エフオン日田へ商号変更 株式会社白河ウッドパワーを、株式会社エフオン白河へ商号変更 アールイー大分株式会社を、株式会社エフオン豊後大野へ商号変更
2016年6月	ソレイユ日田株式会社において太陽光発電設備を譲渡
2016年7月	アールイー鹿沼株式会社を、株式会社エフオン壬生へ商号変更
2016年8月	株式会社エフオン豊後大野において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2016年10月	株式会社ファーストエスコを、株式会社エフオンへ商号変更
2016年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第五を設立
2017年4月	本社を東京都中央区京橋三丁目1番1号に移転
2017年11月	株式会社エフオン第五を、株式会社エフオン新宮へ商号変更
2018年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン大分を設立 グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン福島を設立
2019年1月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第六を設立
2019年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第七を設立

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社、非連結子会社4社によって構成された総合エネルギー・サービス企業（ESCO=Energy Service Company）です。

当社グループは、顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業である「省エネルギー支援サービス事業」と再生可能エネルギーによる発電事業である「グリーンエナジー事業」を営んでおり、各事業の事業内容及び当社グループの各社の事業に係る位置づけは次のとおりです。

#### 1) 省エネルギー支援サービス事業について

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

#### 2) グリーンエナジー事業について

グリーンエナジー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注1）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、FIT（注2）の設備認定を受けたエフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生の木質バイオマス発電所が稼働しております。また、新設の木質バイオマス発電所として、現在、和歌山県新宮市にて建設、開発を推進しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社として㈱エフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエナジー事業の中核を担っております。

##### （注1）木質バイオマス

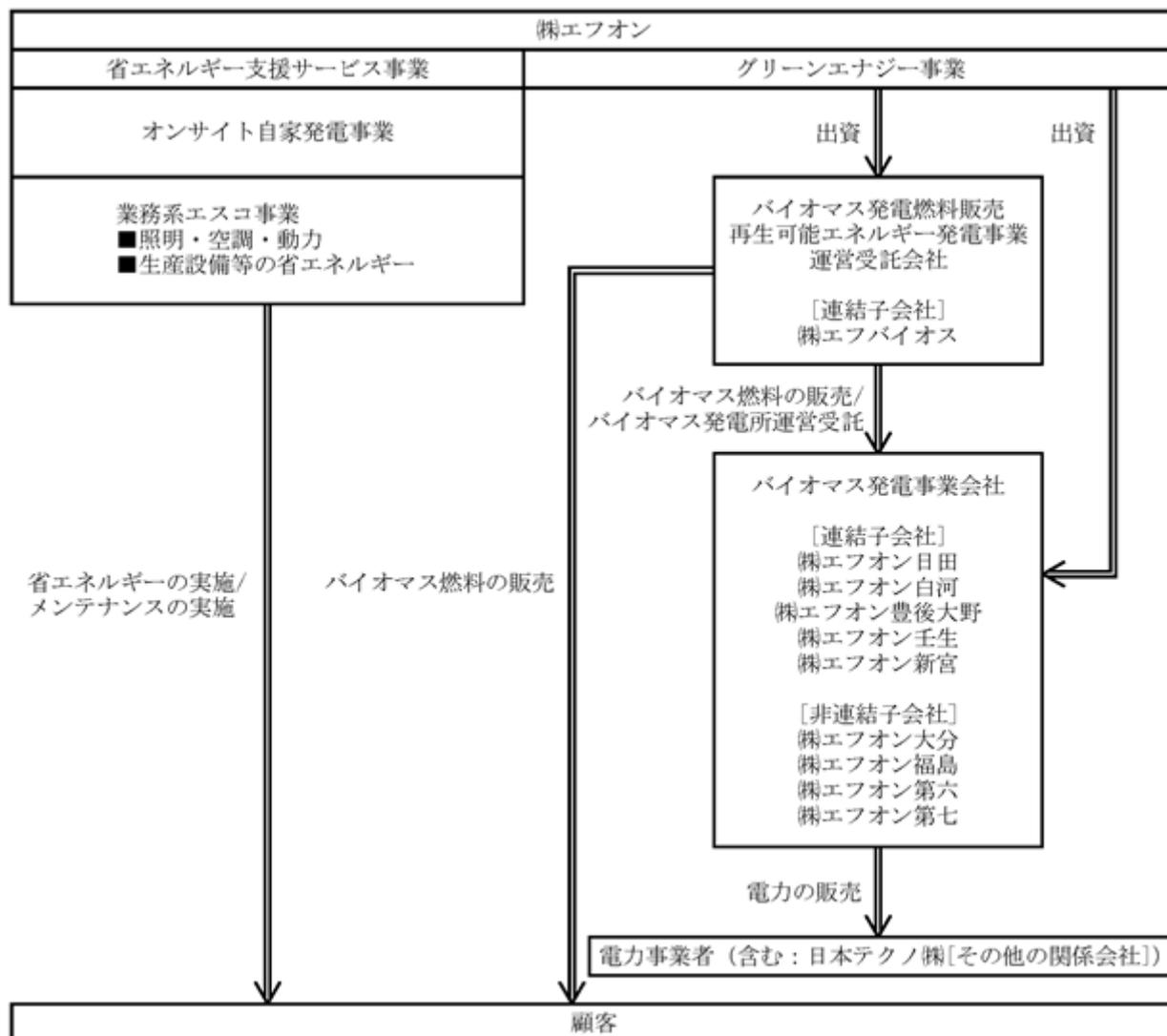
バイオマスとは生物資源（bio）の量的（mass）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手がける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別・破碎した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

##### （注2）FIT...固定価格買取制度（Feed-in Tariff）

なお当社グループは、その他の関係会社である日本テクノ㈱に対し、電力の販売等を行っております。

当社グループにおける各事業と事業会社の関係は次のとおりです。  
事業系統図（当連結会計年度における事業の状況）



4【関係会社の状況】

2020年6月30日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有)割合 (%)	関係内容
連結子会社 株式会社エフオン日田 (注)1,2	大分県日田市	495	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務、借入債務被保証
株式会社エフオン白河 (注)1,2	福島県白河市	441	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務、借入債務被保証
株式会社エフオン豊後大野 (注)1,2	大分県豊後大野市	450	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフオン壬生 (注)1,2	東京都中央区	1	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフオン新宮	東京都中央区	1	木質バイオマス発電事業	100.00	借入債務被保証
株式会社エフバイオス	東京都中央区	10	バイオマス燃料販売及び発電所運営受託業務	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務
ソレイユ日田株式会社	大分県日田市	10	太陽光発電設備管理及び不動産賃貸事業	100.00	事務処理委託
その他の関係会社 日本テクノ株式会社	東京都新宿区	571	高圧受変電設備の保安全管理業、電力販売業	(32.58)	-

(注)1. 特定子会社です。

2. 株式会社エフオン日田、株式会社エフオン白河、株式会社エフオン豊後大野、株式会社エフオン壬生については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりません。

主要な損益情報等

株式会社エフオン日田	株式会社エフオン白河	株式会社エフオン豊後大野
売上高 2,539百万円	売上高 2,652百万円	売上高 4,292百万円
経常利益 370百万円	経常利益 628百万円	経常利益 650百万円
当期純利益 194百万円	当期純利益 379百万円	当期純利益 345百万円
純資産額 1,996百万円	純資産額 1,490百万円	純資産額 2,464百万円
総資産額 3,463百万円	総資産額 2,250百万円	総資産額 9,340百万円

株式会社エフオン壬生

売上高 1,963百万円
経常利益 244百万円
当期純利益 166百万円
純資産額 4百万円
総資産額 13,468百万円

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
省エネルギー支援サービス事業	6 (-)
グリーンエネルギー事業	179 (17)
全社(共通)	19 (-)
合計	204 (17)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおりません。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。
3. グリーンエネルギー事業の従業員数増加は、主に発電所勤務者の人員増強です。

### (2) 提出会社の状況

2020年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32 (6)	43.8	4.96	6,277

セグメントの名称	従業員数(人)
省エネルギー支援サービス事業	6 (-)
グリーンエネルギー事業	7 (6)
全社(共通)	19 (-)
合計	32 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおりません。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「エネルギーの黒子であろう」という企業理念のもとで、「人のための省エネ、人々のための再エネ」をベースコンセプトに、効率的なエネルギー利用と自然由来のエネルギー供給を通じて現代の課題に取り組んでおります。

省エネルギーの推進と国産再生可能エネルギーの利用により、温暖化ガスの発生量の低減、一次エネルギー純輸入量の削減、人間とそれ以外の自然環境との両立を継続することを目指してまいります。当社グループの推進する木質バイオマス発電は、森林資源や林業の活用、協力が不可欠であり、バイオマス利用の積極化を推進することで資源の有効利用、地域経済の活性化に取り組んでおります。

#### (2) 経営戦略等

近年の我が国の気象状況は、夏季において全国各地で猛暑日が続き、局所的な豪雨の発生回数が増加する傾向にあることや突風や竜巻といった、旧来、異常気象と呼ばれるような天候が頻繁に発生しております。一方、冬季にはこれまでの経験にそぐわない強風や大雪に見舞われ災害に結び付く状況が続いております。これらの天候不順による農作物生育への影響や河川の氾濫、土砂崩れ等の自然災害による地域経済への打撃から、気候変動による生活不安や山林環境に関する意識の変化等、様々な問題意識を生ずる結果となりました。こうしたことから国策としても各地の山林の整備や地球温暖化の普及啓発、地元産木材利用の促進等を目的に2018年度税制改革では森林環境税の徴収が決定され、地方の地域社会の持続的な環境整備の財源として、山林資源の有効活用に資されることが期待されております。

エネルギーに関しては、全国の原子力発電所が定期点検を契機に停止し、石炭、石油、天然ガスといった化石燃料による火力発電への依存が高まりを見せる一方、再生可能エネルギーによる発電へのシフト期待が増加する状況が続いております。火力発電所を運営する燃料の輸入量が大幅に増加するとともに、老朽化した火力発電所のトラブルリスクを抱える事態に対し、長期的に安定的なエネルギー需給構造を確立するためエネルギー政策の再構築が進められております。電力の需給構造については、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標を同時達成する中で、徹底した省エネルギー（節電）の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入を推進することが基本方針として示されております。こうした中、当社グループでは以下の項目を中期的な戦略としております。

「省エネルギー支援サービス事業」においては単なる機器の更新だけではなく、生産・業務システムとしてのエネルギー効率改善を支援してまいります。行政の求める省エネ基準を満たし助成制度を利活用することにより、国全体のエネルギーの節約に貢献するとともに顧客にとっては初期投資額の抑制を実現する提案をサービスの要点として展開してまいります。

「グリーンエナジー事業」においては、木質バイオマス関連分野への投資を拡大してまいります。当社グループ各発電所の木質バイオマス発電に利用する燃料は、主に未利用木材、一般木材、リサイクル木材の混合であり、各発電所で調達する燃料種別の性質を考慮し最も効率の良い配合を実証的に検証しております。近年の夏季から秋季にかけての全国的な多雨の傾向が継続するとの観測に基づき、各燃料種別の最も効率的な組合せを実践する取り組みは、今後も継続して実施してまいります。その前提として、燃料品質の確保や特に燃料チップの含有水分量の低減については、各地区の特性を吟味しそれぞれの対策をグループ内で共有しトップランナー方式に基づく改善を進めてまいります。未利用木材は、その元となる原木において、山林、立木所有者がご高齢の域にあり、また、地域によっては伐採する事業に携わる方たちも同様に次世代の後継に苦慮していること、そのことから林産事業に携わる方々の経験、ノウハウ等が次世代に継承されず断絶の恐れのあること、そして発電所の安定稼働に寄与する長期にわたる未利用木材の安定的な調達を実現するため、山林経営や伐採施業技術の習得、研鑽に努めてまいります。こうした状況を踏まえ、手入れや処分に困窮する山林立木の購入やその伐採、運送、チップ加工等の商流を再構築することに注力し、地域の発展、雇用の創出、山林の自然環境の維持、整備を推進していくことが当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。当社グループの発電所で発電する電力はいずれもFITに基づく再生可能エネルギー電力ですが、二酸化炭素排出フリーの電力である特性を活かしさらなる付加価値向上に努めていくことを新たな戦略として、親会社において電力小売事業を再開し子会社発電所の非化石証書を利用した電力の販売に注力してまいります。新設発電所の建設においては、第5号機となる和歌山県新宮市におけるエフオン新宮発電所の開発を推進してまいります。これらの活動を通じて、さらなる事業の発展と社会貢献を果たしていくことを中期の経営戦略としています。

当社グループは、環境に優しく国産の持続可能な資源によるエネルギー創出に資するべく、既存設備については発電所のさらなるオペレーティング技術の向上、適切な設備保守、最適燃料使用比率の追及をテーマに人材育成や地元の林業、木材関係者らとの協力体制の整備、強化を図ってまいります。さらなる新たな発電所の開発については、開発案件の立地調査、燃料調達ネットワークの構築等に精力的に取り組む、継続的な開発着手を実現してまいります。これらにより安定的な電力の供給と地元関連産業の活性化を推進していくことが社会貢献につながり企業価値の向上に資するものと考えております。

### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、事業分野毎の収益性だけでなく、グループ全体での収益を最大化することが重要であると認識しております。これまで蓄積した省エネルギーや木質バイオマス発電所運営に関するノウハウを活用、展開することで、さらなる業績の拡大を目指してまいります。このため、連結での売上高及び営業利益率を重要な経営指標と考えております。

### (4) 経営環境

近年の我が国の夏から秋にかけての気候状況は、全国各地で河川の氾濫を伴う記録的な降雨量が継続して発生し、これに伴い当社グループで使用する木質チップ燃料の含有水分量も高い水準が続く傾向となっております。当社グループでは、発電所内のエネルギー効率の改善により送電出力の増加を推進し一定の成果を得ておりますが、燃料チップの高効率化を目指して未利用木材、一般木材、リサイクル木材の各種別の使用バランスの最適化に継続して努めてまいります。

当連結会計年度の業績では、当社グループの木質バイオマス発電所が高稼働を維持し未利用木材の利用比率を抑制させリサイクル木材の利用率を高め全体としての使用量を低減させるべく試行を推進いたしました。各種別の燃料チップの含有水分量が総じて高めで推移し、効率のよい水分調整の見極めに難航し結果として、リサイクル木材を多用したことによる売電単価の減少分を上回る燃料使用量の低下を実現することができませんでした。加えてエフオン日田、エフオン豊後大野での売電先変更に伴う標準FIT価格への移行による収益悪化やエフオン壬生発電所稼働前の人件費、山林事業拡大に伴う人員、機材費用の増加がありました。一方、新設のエフオン壬生発電所が極めて順調に稼働しこれらの収益悪化要因を吸収し全体としては想定を上回る業績となりました。

これらの状況を踏まえ、今後、未利用木材、一般木材、リサイクル木材の含有水分コントロールにはさらに留意し、降雨時に対応して予めできる水分量低減策を実施するとともに、総量を低減させるための各種別の組合せ使用量をタイムリーに調整する努力を継続して進めて参ります。また、さらなる国内木質チップの燃料利用の促進や森林環境保全に注力するほか、エフオングループとして設備メンテナンス技術の向上を図ることや顧客の使用エネルギー総量自体を削減・低減する省エネルギー施策の普及推進になお一層まい進してまいる所存です。

2021年6月期における各事業セグメントの事業環境及び活動予定は、次の通りです。

#### (省エネルギー支援サービス事業)

省エネルギー支援サービス事業の事業環境は、既存オンサイト自家発電プロジェクトの満期終了に伴いエネルギーサービス関連の売上高は減少するものと見込んでいます。このため新規案件先として、生産設備の老朽化対応としての省エネルギーを推進した設備の導入、更新等の要望に応える建設工事を含めた売上獲得に注力してまいります。一方、グループ内の発電所建設においては、現在、建設中の新宮発電所の工事を着実に進めてまいります。

これらを背景として、次期の見通しでは外部売上高、内部売上高はともに減収、セグメント全体としての利益については一定程度の水準を維持する見込みです。

(グリーンエナジー事業)

グリーンエナジー事業では、未利用木材の利用率を維持するためグループ内の山林事業を活用し調達先の多角化に努めてまいります。燃料使用量全体の低減は継続して推進しノウハウの蓄積に努めてまいります。発電所運営については、高稼働維持を目標としてきめ細やかな点検、保全の実施のほか、チップ加工設備を有するエフオン豊後大野、エフオン壬生発電所、加えて稼働までにはまだ一定の期間がありますがエフオン新宮発電所地域での原木の受入量を向上させてまいります。具体的には既存発電所4基の木質バイオマス発電所の運営をもとにスケールメリットを活用し、各発電所で共通して利用できる部材を一定程度まとめて調達することや各発電所のメンテナンス情報を共有、蓄積化することでさらなるメンテナンス技術の研鑽を推進し、かつ、コストの圧縮を実現していく方針です。さらに森林資源の積極活用を目指し自ら調達した森林や伐採権を活用し伐採施業技術の習得に注力するほか、施業技術者の確保、育成、原木販売手法の確立及び原木資源のさらなる取得を実施してまいります。

次期については、これら施策を推進し未利用木材の効率的な利用を推進してまいります。また、再生可能エネルギー電気の普及促進に寄与するため当社グループの発電したFIT電力に紐づく電力の直接顧客への供給へもチャレンジしてまいります。

これらの活動を通じて2021年6月期の業績については、連結売上高14,500百万円、連結営業利益3,000百万円、連結経常利益2,700百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,000百万円を見込んでおります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当連結会計年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が進行し当社グループにおいては発電所運営に支障のないよう人の移動制限や本社機能については在宅勤務等の施策を実施することとなりました。各施設での感染防止策はもとより、罹患者が発生した場合に備え各発電所を相互に扶助する緊急対応策を策定する事態となりました。

これらの経験を踏まえ、感染症リスクに対応する体制の拡充は、最も重要な課題であると考えます。また、当社グループのグリーンエナジー事業では、未利用木材利用率を一定程度維持した上で燃費の向上に努めるとともに、高稼働維持を目標としてきめ細やかな点検、保全の実施を継続し、安定稼働を実現してまいります。さらに、山林事業では、燃料調達の間口を広げ原木での受入やチップ加工生産量の向上のほか、発電所の運営に連系して原木貯蔵時の含有水分量の低減に挑戦してまいります。

木質バイオマス発電事業の事業環境を将来にわたって担保し、再生可能エネルギーのさらなる普及を实のあるものにするため、運営関連では、安定稼働の実現に向けこれまで蓄積したノウハウを結集して効率化改善を実施することやメンテナンスに係る部品調達でスケールメリットを活用したコストの低減を実践すること、さらには森林資源の積極活用及び管理手法を確立するため、感染症に対応するバックアップ体制を含め、これらを担う専門的な人員の確保、教育、リモートでの業務の実践を継続することが最も重要な経営課題であると考えております。

また、エフオン新宮の新たな木質バイオマス発電所の建設について、予定している工事計画の履行に最大限注力してまいります。同発電所の稼働に必要な事業環境の構築、整備について、最も重要な課題と認識しております。

## 2【事業等のリスク】

「事業等のリスク」には、当社グループの財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが入手可能な情報等に基づいて判断したものです。

### 省エネルギー支援サービス事業について

パフォーマンス契約であること

省エネルギー支援サービス事業は、対象施設全体のエネルギー使用状況に関する調査、診断、コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果の測定・検証の提供までを一貫して行い、実施した省エネルギー対策について、一定の省エネルギー効果を保証するものです。

ギャランティード・セイビングス契約は、E S C O事業者による省エネルギー方策の提案に基づき、顧客企業が省エネルギー設備の投資を実施し、資金調達も顧客企業が行うものです。E S C O事業者は、省エネルギー設備導入による効果を測定・検証します。

シェアード・セイビングス契約は、E S C O事業者が顧客企業に代わり省エネルギー設備の設備投資を行うものであり、省エネルギー設備導入により生じる顧客企業におけるコスト削減効果を、顧客とE S C O事業者が分けあうものです。当社グループにおける契約形態は、シェアード・セイビングス契約が中心となっております。

ギャランティード・セイビングス契約及びシェアード・セイビングス契約はいずれも、一定のエネルギー削減効果をE S C O事業者が保証するパフォーマンス契約を包含しており、一定の省エネルギー効果が実現できない場合には、E S C O事業者は顧客企業に対してパフォーマンス契約に基づく省エネルギー保証値を補償するリスクを負っております。

またシェアード・セイビングス契約は、E S C O事業者が顧客に代わり省エネルギー設備の投資を行うため、顧客信用力に起因する設備投資に係る回収リスクを潜在的に内包しております。当社グループにおいては、小型案件の一部例外を除いて、金融機関との間で当該回収リスクは金融機関が負うノン・リコース型ファイナンス契約を組成することにより、顧客の倒産リスクを回避しております。

### 燃料価格の変動について

省エネルギー支援サービス事業の一つのサービス・メニューとしてオンサイト発電サービスがあります。本サービスは、E S C O事業者が顧客に代わり自家発電設備への投資を行い、自家発電設備の運転・維持管理を代行し、顧客に電力等を供給するものです。

本サービス実施のためには、重油・L N G等の発電用燃料を当社グループが調達する必要があります。重油・L N G等の燃料価格は、世界的な原油需要や産油国の動向により変動しますが、燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 設備の安定稼動について

当社グループが保有するオンサイト発電設備（自家発電代行サービス用設備）等の運営においては、設備が安定稼動するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら、当社グループの想定外の理由に伴い、計画した稼動を行うことができず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### 個別事業の中途清算等について

省エネルギー支援サービス事業の契約形態のうちシェアード・セイビングス契約では設備所有を当社が担っており、顧客とのエネルギーサービス契約は契約終了時に更新又は設備の購入の選択権を顧客が有しております。当事業スキームでは、原則的に設備は法定耐用年数に相当する期間利用することを前提としておりますが、何らかの事情により事業を中止及び契約期間中又は終了時に清算することとなり、顧客が設備購入を選択した場合、購入額と設備の簿価又は設備に係る債務残高との差異、あるいはその他債務の負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## グリーンエネルギー事業（再生可能エネルギーによる発電事業）について

当社グループの運営する発電所は、2012年7月に施行されたFITに基づく発電事業を営んでおります。この制度を背景として、現在、木質バイオマス発電所を大分県日田市及び豊後大野市、福島県白河市、栃木県壬生町で操業しております。FITの電力買取条件については、調達価格等算定委員会にて調達買取価格等について検討がなされ年度ごとに見直しが行われます。同制度にて発電設備認定を受け決定された調達期間（日田発電所、白河発電所は2013年3月認定を起点として約14年、豊後大野発電所は2016年7月送電開始を起点として20年、壬生発電所は2016年度FIT認定、送電開始を起点として20年、新宮発電所は2018年度FIT認定、送電開始を起点として20年）及び調達買取価格は調達期間中に変更されることはありませんが、新設発電所の調達買取価格は、同制度の適用決定時期により当初計画された事業計画の価格と乖離する可能性があります。その場合、当社グループの事業計画に影響を及ぼす可能性があります。また、政策の転換等により既存の発電所が同制度の適用を受けられなくなった場合、同じく当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 木質バイオマス燃料の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料を確保することが重要です。当社グループが燃料として使用する木質バイオマス燃料は、伐採木材、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材、建築解体現場から排出される建築廃材等を粉砕加工したものです。当社グループは、木質バイオマス燃料製造会社（以下、「燃料製造会社」）から木質バイオマス燃料を購入いたしますが、自然災害等の不測の事態により燃料製造会社から木質バイオマス燃料の供給が中断する場合や燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 木質バイオマス燃料の品質の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料量を確保することと共に、その品質の安定化が重要です。当社グループは、調達する木質バイオマス燃料の品質に関し燃料製造会社と契約書や合意書を取り交わしておりますが、想定された規格に満たない品質の燃料、もしくは燃料に異物が混入した場合には、発電設備に損傷を与える可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 設備の安定稼働について

木質バイオマス発電所の運営においては、設備が安定稼働するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら当社グループの想定外の事態が発生し設備が損傷した場合、計画した発電を行うことができず当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### FITの木質バイオマス発電事業の売上総利益率について

FITの木質バイオマス発電では、未利用木材、一般木材、リサイクル木材の混合割合により電力販売単価が変動します。電力販売単価の計算は、これらの木質チップの熱価量、水分量、購入量等により定められた方法によりバイオマス比率を計算し、電力量の加重平均により求めます。これらの要素は燃料が自然由来のものであるため常に変動することから、ある特定の期間の売上総利益率が変動する可能性があります。

### 自然災害及び不測の事故等について

当社グループが保有するオンサイト発電設備（自家発電代行サービス用設備）及び木質バイオマス発電所、さらには推進中の新設木質バイオマス発電所について、自然災害、人為的なミス、テロ、燃料供給の中断又はその他の不測の事態により、事業運営や事業計画に支障を来し、ひいては顧客企業、周辺地域に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 国のエネルギー政策の転換又は国際社会情勢の変化について

現在、我が国はエネルギー政策基本法に基づき省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進めております。また国際社会においては、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき温室効果ガスの削減が取り組まれております。同条約の京都議定書は、これをロシアが正式に批准したことにより、2005年2月16日に発効し、国際社会における温暖化ガス削減に向けた実効性のある取組みが確立されることになりました。また、2015年12月には第21回気候変動枠組条約締約国会議がパリで開催され、新たに温室効果ガス排出量削減の目標値が定められるとともに、その目標を達成するための国内対策の義務を負うこととなりました。

我が国のエネルギー政策は、FITや省エネ法の改正、電力システム改革等により今後様々な分野で変革が進行すると予想されます。これらの基本方針や施策の変更により、当社グループの事業運営や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制について

当社グループの事業の一部は、「電気事業法」による規制を受けており、本法規を遵守する義務があります。また、経済産業省資源エネルギー庁が実施する新エネルギー事業者支援対象補助金や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施するエネルギー使用合理化事業者支援事業補助金等の交付を受けております。したがって、国の補助金の適正運用を定めた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。

当社グループが保有するオンサイト発電設備においては、廃油（エンジンオイル）の処理が必要であり、当社グループは排出者として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する義務があります。当社グループがこれら法律及び規制を遵守できなかった場合には、当社グループの事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社の役員、従業員及び子会社従業員に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を導入しております。会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権を当社の役員、従業員及び子会社従業員に対して付与しております。

現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

#### 特定販売先への高依存度について

当社グループのグリーンエナジー事業における発電所は、いずれもFITの認定発電所であり同制度により一般電力会社（改正FIT法により現送配電会社）による電力買取が義務付けられているため、当社グループが発電した電力は電力会社への販売が確保されておりますが、電力供給手続きや取引条件等で比較的利益な条件を提示した日本テクノ株式会社に木質バイオマス発電所の電力をほぼ全量販売しております。このため、当社グループの2020年6月期連結会計年度における同社への売上高9,985百万円は、当社グループ連結売上高の81.72%を占めております。同社との契約は1年毎に見直しており、当社グループは安定的な電力販売を行う方針ですが、同社との電力販売契約において販売条件の変更又は解約等が発生した場合や、他の電気事業者と同様の条件で電力販売契約が締結できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、同社は2020年6月30日現在、当社の発行済株式総数の32.58%を所有しております。このことから同社による当社株主総会での議決権行使が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。しかしながら、今後の新たな省エネルギー及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開を拡充していく点で、同社との協調関係を構築することは当社の企業価値向上に資するものであり、株主の皆様の利益向上にもつながるものと考えております。なお、当社の事業活動において、同社からの制約は無く、事業運営上の独立性は確保されていると認識しております。

#### 有利子負債依存度について

当社グループは、運転資金、設備投資資金について金融機関及びリース会社から調達しております。このため総資産に占める有利子負債（借入金、社債、リース債務、長期未払金）の割合が2020年6月30日現在で56.0%と高い水準にあります。今後、有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### シンジケートローンについて

当社の子会社は、発電所建設資金の調達を行うためシンジケートローン契約を締結しております。当該契約には財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触し、当該債務の一括返済を求められた場合、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 感染症の拡大について

現段階で治療法の確立していない感染症等に当社グループの役員、従業員及び子会社従業員が罹患した場合、さらなる感染症拡大防止措置として罹患者と接触のあった者の隔離のため、事業運営に支障を来し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、そのような感染症等が当社グループの事業所地域に広範囲に広がった場合、当社グループの各事業所が必要とする部材、燃料等の物流が停滞する、ないし行政の命令、要請等による業務の制限等により事業運営に支障を来し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

###### （経営成績）

当連結会計年度における我が国経済は、昨年10月に施行された消費増税により個人消費が下押しされたことのほか、年明けからの世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により全国規模での外出自粛や、人との接触を避けるための広範囲な業種にわたる営業自粛、休業要請等により、景気は急速に悪化する状況となりました。

当業界においては、新型コロナウイルスの感染拡大により製造業の操業抑制や各種イベントの中止、外出自粛等の影響により、国内全般的な電力需要は例年に比べ大幅に低下いたしました。業界の動向としては、2015年6月に電気事業法が改正され2020年4月より発送電分離が行われおります。また、気候変動に係る温暖化ガス排出について、国連気候行動サミットでの報道が関心を集め、我が国における石炭を使用した発電の適否について注目を集める事態となりました。

このような状況のもと、当社グループの発電事業においては、第1四半期の多雨に基づく燃費悪化やリサイクル木材中心の燃料配分による売電単価の低下、さらにエフオン日田、エフオン豊後大野発電所の送配電会社への販売先変更によるプレミアム廃止に伴い収益水準は低下いたしました。一方、エフオン壬生が竣工後順調に稼働したことで、当社グループの業績向上に大きく貢献し前年同期との比較においては増収増益とすることができました。定期整備は、10月から12月にかけてエフオン白河、エフオン日田発電所が、4月にエフオン豊後大野発電所が年次定期整備を行いました。これらの発電所はボイラーやタービン法定点検の年に当たっており例年の整備日数より1～2日程度停止期間が延びたもののその他期間については極めて順調に稼働しております。エフオン壬生発電所については、5月に自主点検を実施し新設設備の不具合の予防保全に努めております。各発電所では利益の向上に向け動力系のエネルギー効率の改善や燃料総使用量の低減のためさまざまな取組を実施しております。これらは当社グループ内で相互に共有され、発電所運営に関するさらなる技術向上に大きく貢献しております。こうした取組を通じ送電量全体は、エフオン壬生稼働を含め前年同期を大きく上回る成果となりました。また、和歌山県新宮市での発電所建設計画においては、今のところ新型コロナウイルスの感染症の影響もなく計画通り進捗しております。

省エネルギー支援サービス事業では、複数のオンサイト自家発電プロジェクトが満期終了を迎え対前年同期の比較で相当程度売上高は減少しております。これらのプロジェクトのうち一部において設備の有税償却を実施していたことから、満期終了に伴い繰延税金資産の取崩を実施いたしました。また、税務上の繰越欠損金については、充当期限の到来したものが切捨てられたことで、償却超過額の認容と合わせ法人税等調整額が減益向きに増加いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高12,218百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益2,927百万円（前年同期比2.7%増）、経常利益2,826百万円（前年同期比8.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,757百万円（前年同期比15.7%減）となりました。

###### （省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度において、外部売上高については第1四半期及び当第3四半期において既存のオンサイト自家発電事業の一部のプロジェクトの期間満了により稼働プロジェクトが相当程度減少しており、前年同期との比較では売上高、営業利益ともに下回る業績となりました。新規案件については、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により顧客との細部調整に時間を要することとなり、次年度へ継続して推進することとなりました。内部売上高については、連結子会社のエフオン壬生での新規発電所建設が終了し工事進行基準売上を計上しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では5,752百万円（前年同期比26.8%減）、営業利益16百万円（前年同期比34.0%減）となりました。

(グリーンエネルギー事業)

当連結会計年度におけるグリーンエネルギー事業は、既存の発電所において、近年の定常的な降雨量の増加による木質チップの使用量の増加の経験を踏まえ、燃費の向上を目的として各燃料種別の使用バランスを変更する取組を推進いたしました。水分を多く含む未利用木材の利用を抑制することで全体としての使用量を低減する目途でスタートいたしました。バイオマスボイラーに投下する燃料のすべての種別の含有水分量が高めで推移したため使用量全体の低減に効果を発揮することができず、リサイクル木材の多用が売電単価を押下げる結果となりました。また、エフオン日田、エフオン豊後大野の販売先変更による売電単価の低下や、これに加えて稼働前発電所要員に係る費用や山林事業に関連する費用が増加したこと等により前年同期を下回る業績となりました。一方、新設の事業所であるエフオン壬生発電所は、下半期から営業運転を開始いたしました。想定を上回る稼働を実現することができ、本セグメント全体としては増収増益となりました。

建設中の新宮発電所は、タービン棟基礎及び立柱工事が予定通り進行しております。新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の影響として、建設物資の調達遅延や移動制限による人員不足等の支障は現在のところありません。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で11,740百万円(前年同期比13.7%増)、営業利益2,964百万円(前年同期比1.5%増)となりました。

(財政状態)

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、既存発電所3基が年間を通じて順調に稼働したこと、新設のエフオン壬生・エフオン新宮の建設資金の調達や工事の進捗により、有形固定資産の取得による増加などがあり前連結会計年度より6,487百万円増加し、39,847百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計については、省エネルギー支援サービス事業のオンサイト自家発電プロジェクトの満期終了による長期未払金の減少があったものの、エフオン壬生・エフオン新宮の建設資金の調達による長期借入金の増加により、前連結会計年度より4,915百万円増加し24,412百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加により、前連結会計年度より1,572百万円増加し15,434百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ300百万円減少し、3,931百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、2,829百万円(前年同期2,866百万円の収入)となりました。税金等調整前当期純利益は順調に推移したものの、エフオン壬生発電所が稼働したことによる売上債権、棚卸資産の増加したことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、7,702百万円(前年同期6,211百万円の支出)となりました。これは主にエフオン壬生発電所建設に係る有形固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、4,571百万円(前年同期3,856百万円の収入)となりました。これは主に長期借入金による収入が増加したこと、割賦債務の返済による支出やリース債務の返済による支出などによるものです。

生産、受注及び販売の実績

(生産実績)

省エネルギー支援サービス事業では、サービスの提供にあたり製品の生産は行っておりませんので、生産実績について記載すべき事項はありません。グリーンエナジー事業における生産は、それぞれの事業における発電所の発電であり、その実績は次のとおりです。

セグメントの名称	発電実績 (MWh)	前年同期比 (%)
グリーンエナジー事業	385,646.80	125.2
合計	385,646.80	125.2

(注) グリーンエナジー事業の発電実績は、エフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生の4箇所の発電所より送電された電力です。

(受注実績)

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。また、グリーンエナジー事業においても、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。いずれも、受注販売の方式を採用しておりませんので、受注実績について記載すべき事項はありません。

(販売実績)

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
省エネルギー支援サービス事業	477	66.0
グリーンエナジー事業	11,740	113.7
合計	12,218	110.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売高に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
日本テクノ株式会社	9,973	90.26	9,985	81.7
九州電力送配電株式会社			1,454	11.9

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、繰延税金資産の計上について回収可能性を検討し、妥当と判断される額を固定資産及び法人税等調整額に計上しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(経営成績等)

当連結会計年度の省エネルギー支援サービス事業においては、既存のオンサイト自家発電事業プロジェクトにおいて複数のサイトが契約満期を迎え終了いたしました。オンサイト自家発電プロジェクトは、当初の事業開始から15年が経過し、契約満期を機会にエネルギーサービスを提供する設備を顧客が購入して終了する状況となってきております。このため、今後についても本事業セグメントの既存プロジェクトについては契約満期に終了となり売上高全体の規模が縮小しております。当セグメントにおける顧客のニーズは、従来のエスコスキームから設備の改善、更新等の施工工事請負へと変化してきております。顧客の求める利用エネルギーの効率化のほか、施工工事全体のコスト低減、工事品質の管理といった分野において、当社グループがこれまで培ったノウハウを十分に発揮し信頼を獲得できるよう万全の体制で臨んでおります。このほか、エフオン新宮発電所の建設及び発電所設備改善等の施工については、当部門が担っており内部売上高において一定の成果を上げております。

グリーンエネルギー事業においては、エフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野発電所に加えエフオン壬生発電所が稼働を開始し、いずれも高稼働を維持することができました。各発電所では、燃料消費量を低減する取組を実施しましたが、既存の発電所においては各燃料種別のすべての年利用の含有水分量がいずれも高い水準で推移したため、結果として、想定した燃料消費量の低減を実現することができませんでした。また、九州地区の2発電所においては、販売先変更によって売電単価が低下する結果となりました。一方、新設のエフオン壬生発電所の稼働は、当初想定を上回る成果となりセグメント全体としての業績は対前連結会計年度増収増益とすることができました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況に記載のとおり結果となりました。

(当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因)

省エネルギー支援サービス事業における事業環境は、2014年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び2015年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」の実現に向け、徹底した省エネを実現するべく推進されております。2018年12月に改正省エネ法が施行され、産業・業務部門の大規模投資、運輸部門では小口貨物輸送の効率化を課題として、連携省エネルギー計画の認定制度、認定管理統括事業者の認定制度創設のほか、省エネ再エネ高度化投資促進税制、産業トップランナー制度の対象業種の拡大等の対策が打ち出されております。このような背景のもと、エネルギー使用者への直接規制に関連して省エネ設備の導入を促すため、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金、電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金、貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金等の支援策も強化されつつあります。

国の省エネルギーに対する施策は、省エネルギーを実施すべき産業及び事業者を規制、さらに規制領域を拡大するとともに、エネルギー利用の改善には支援する補助金で報いる方向へと進んでおります。こうした政策をタイムリーに活用し、様々な業種、産業の顧客ニーズへの省エネルギー支援サービスの拡充を図っていくことが、当社グループの使命であり、これらの政策の実施は経営成績に直結する重要な要因となると考えます。

グリーンエネルギー事業においては、100%国産の自然由来の木質チップや建築・土木の木質廃資材のリサイクル燃料を基に発電した電気を販売しクリーンで安心な国産電気エネルギー供給の一翼を担っております。電力小売全面自由化により色々な事業者が電気の小売市場に参入することで、競争が活性化し多様な料金メニュー・サービスの開拓や再生可能エネルギーを中心とした電気の供給等、消費者の期待するニーズに合わせた電力供給の仕組みが整備されることで、新たな付加価値創造に繋がっていくものと考えます。一方で電力システム改革における発電部門の電力事業者に対する事業環境の変化は、2020年4月に一般電気事業者の発送電分離が施行され、エネルギー需給構造の変革の中で、今後、種々の課題対応や施策が実施され各種法条例に基づく補助金や規制緩和又は業界の商流変更等の事象が当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因となり得ると考えております。

近年、FIT制度については太陽光発電や一部のバイオマス発電に係る規制強化のほか、再生可能エネルギー利用の将来にわたる着実性を担保するため様々な改革が進められておりますが、当社グループにおいては、新たな木質バイオマス発電所の開発に際し当社グループの優位性を十分発揮できるよう制度の変化に留意し、FIT制度を超えた価値創造に取り組んでまいり所存です。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、現在建設中のエフオン新宮発電所に対する設備投資のほか新たな木質バイオマス発電所の開発や山林事業への投資に充てるため一定程度の内部留保を確保しつつ金融機関からの借入金により必要な資金調達を行ってまいります。当連結会計年度においては、エフオン新宮発電所の建設及び事業推進に係る資金として、20億円の融資実行を受けております。これにより手元資金を減少させることなく工事を進捗させるとともに、将来の資金需要に備えております。なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は、223億2千8百万円、現金及び現金同等物の残高は、39億3千1百万円となっております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては5,446百万円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

##### (1) 省エネルギー支援サービス事業

当連結会計年度においては3百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容はエネルギーサービスの契約更新による発電設備等の取得です。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (2) グリーンエネルギー事業

当連結会計年度においては5,417百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は新宮発電所事業用地、系統連系線接続工事負担金のほか壬生発電所の建設新設工事、グループの発電所の総合監視装置、山林事業用地、立木などです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (3) 全社

当連結会計年度においては25百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容はエフオンでの、会計システムサーバ機器取得などです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況は、次のとおりです。

##### (1) 提出会社

当社が顧客の敷地内にて所有する省エネルギー支援サービス事業用の設備（2020年6月30日現在）

セグメントの名称	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数（名）
			建物及び構築物	機械及び装置	工具、器具及び備品	リース資産	合計	
省エネルギー支援サービス事業	群馬県 （1ヶ所）	オンサイト発電用資産	-	-	-	53	53	-
省エネルギー支援サービス事業	山口県 （1カ所）	オンサイト発電用資産	6	54	-	-	61	-
省エネルギー支援サービス事業	栃木県 （1カ所）	オンサイト発電用資産	-	-	-	88	88	-
省エネルギー支援サービス事業	静岡県 （1カ所）	オンサイト発電用資産	-	-	-	24	24	-
省エネルギー支援サービス事業	宮崎県 （1カ所）	オンサイト発電用資産	-	8	-	-	8	-
合計（5カ所）			6	63	-	166	236	-

当社が本社及び事業所にて所有する自社用の設備（2020年6月30日現在）

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数（名）	賃借事務所面積（㎡）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地（面積㎡）	合計		
本社（東京都中央区）	本社	本社設備	39	0	29	-	70	25 (5)	720.92
本社（東京都中央区）	省エネルギー支援サービス事業	本社設備	-	-	-	-	-	5 (-)	-
関西事業所（和歌山県和歌山市）	省エネルギー支援サービス事業	支社設備	-	-	-	-	-	1 (-)	68.28
大分事業所（大分県国東市）	グリーンエナジー事業	支社設備	18	-	-	10 (3,329.00)	28	- (-)	-
本社（栃木県下都賀郡壬生町）	グリーンエナジー事業	土地	-	-	-	45 (1,836.00)	45	1 (1)	-
合計			57	0	29	56	144	32 (6)	

（注） 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。）は（ ）外数で記載しております。

(2) 国内子会社（2020年6月30日現在）

会社名	事業所（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数（人）	
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地（面積㎡）	リース資産	その他		合計
株式会社エフオン日田	大分県日田市	グリーンエナジー事業	発電所	599	655	7	241 (22,060.00)	-	-	1,504	- (-)
株式会社エフオン白河	福島県白河市	グリーンエナジー事業	発電所	389	487	7	184 (35,093.10)	-	-	1,068	- (-)
株式会社エフオン豊後大野	大分県豊後大野市	グリーンエナジー事業	発電所	2,434	5,206	13	359 (65,415.00)	-	-	8,013	- (-)
株式会社エフオン壬生	東京都中央区	グリーンエナジー事業	発電所	2,983	7,289	22	1,043 (66,755.56)	-	-	11,339	- (-)
株式会社エフオン新宮	東京都中央区	グリーンエナジー事業	発電所	-	-	-	805 (242,789.00)	-	718	1,523	- (-)
株式会社エフオンパイオス	東京都中央区	グリーンエナジー事業	燃料施設 土地	371	540	7	291 (7,981,600.1)	-	125	1,336	172 (10)
ソレイユ日田株式会社	大分県日田市	グリーンエナジー事業	土地	-	-	-	145 (49,674.43)	-	-	145	- (1)

（注） 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。）は（ ）外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。  
なお、2020年6月30日現在における重要な設備の新設の計画並びに除却等は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定月		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
株式会社エフオン新宮	東京都中央区	グリーンエナジー事業	発電所設備及び土地	10,505	5,138	借入金	2019年3月	2021年末	（注）

（注） 完成後の増加能力は送電量で12万MWh/年（送電端）の増加を想定しております。

(2) 重要な除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	69,840,000
計	69,840,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年9月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,638,199	21,638,199	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	21,638,199	21,638,199	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。

第13回新株予約権

決議年月日	2016年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 24 当社子会社従業員 74
新株予約権の数(個)	193 [0] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 231,600 [0] (注)1、(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	670 (注)2、(注)3
新株予約権の行使期間	自 2017年10月1日 至 2020年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 716 (注)3 資本組入額 358 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の2017年6月期に係る有価証券報告書に記載される同期の連結損益計算書における営業利益の額が2,000百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等の事情により目標とする指標または金額に変更が必要と当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができるものとする。</p> <p>上記に関わらず、本新株予約権の割当日から行使期間の末日までの期間において、当社普通株式の金融商品取引所における普通取引終値が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、新株予約権者は残存する本新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、普通株式1,200株です。  
付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 2018年5月10日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を1.2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2015年7月1日～ 2016年6月30日 (注)1	68,000	17,457,156	10	2,118	10	1,118
2016年7月1日～ 2017年6月30日 (注)1	301,000	17,758,156	45	2,164	45	1,164
2017年6月30日 (注)2	46	17,758,110	-	2,164	-	1,164
2017年7月1日～ 2018年6月30日 (注)1	246,500	18,004,610	111	2,276	111	1,276
2018年6月30日 (注)2	39	18,004,571	-	2,276	-	1,276
2018年7月1日 (注)3	3,600,914	21,605,485	-	2,276	-	1,276
2018年7月1日～ 2019年6月30日 (注)1	25,200	21,630,685	12	2,288	12	1,288
2019年6月30日 (注)2	3,726	21,626,959	-	2,288	-	1,288
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)1	12,000	21,638,959	4	2,292	4	1,292
2020年6月30日 (注)2	760	21,638,199	-	2,292	-	1,292

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加です。

2. 自己株式の消却による減少です。

3. 株式分割(1:1.2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	28	47	65	13	4,973	5,145	-
所有株式数(単元)	-	44,935	4,792	90,864	22,954	167	51,709	215,421	96,099
所有株式数の割合(%)	-	20.86	2.22	42.18	10.66	0.08	24.00	100.00	-

(注) 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本テクノ株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	7,049,280	32.58
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1-4-10	1,775,000	8.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,581,600	7.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,166,800	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	368,900	1.70
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6-27-30)	349,200	1.61
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 三菱UFJ銀行)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NY 10286, UNITED STATES (東京都千代田区丸の内2-7-1)	292,800	1.35
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1 (東京都港区浜松町2-11-3)	240,000	1.11
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6-27-30)	239,200	1.11
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	232,600	1.07
計	-	13,295,380	61.44

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。  
2. 下記の大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2020年6月30日現在における実質所有の株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

大和証券投資信託委託株式会社 大量保有報告書(変更報告書)  
2019年10月4日付(報告義務発生日2019年9月30日)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	986	4.56

光通信株式会社 大量保有報告書(変更報告書)  
2020年7月6日付(報告義務発生日2020年6月29日)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1-4-10	1,804	8.34

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,542,100	215,421	-
単元未満株式	普通株式 96,099	-	-
発行済株式総数	21,638,199	-	-
総株主の議決権	-	215,421	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が240株、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	760	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	760	0	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施いたします。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用してまいりたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年8月14日 取締役会決議	173	8

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）は、株主をはじめとするステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

具体的には、経営の健全性、効率性及び透明性を高める観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらには内部統制等について適切な体制を整備、構築し、必要な施策を実施しております。これらの基本的な方針は次のとおりです。

#### 内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

#### 内部統制システムの整備に関する基本方針

( ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理の下で規則・規程等の整備・運用を図る。
- b. 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。
- c. 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- d. 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

( ) 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
- b. 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
- c. 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
- d. 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

( ) 損失の危険を管理する規程その他の体制

- a. 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、リスクを網羅的・総括的に管理する。
- b. 役職員は、有形無形を問わず、資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

- ( ) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a . 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
  - b . 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
  - c . 当社グループは、役職員の職務執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。
- ( ) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。
  - b . 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
  - c . 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
  - d . 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- ( ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a . 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
  - b . 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
  - c . 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ( ) 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- a . 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。
  - b . 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
  - c . 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
  - d . 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- ( ) 監査役がその職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ( ) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a . 監査役は、定期的開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
  - b . 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
  - c . 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。
- ( ) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a . 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
  - b . 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、旧来の「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長としております。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染防止対応により2回の開催となっておりますが、事業年度末には常勤監査役が内部統制報告書を監査し、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ 企業統治の体制の概要

当社は取締役会及び監査役制度を採用しております。当社の取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨及び取締役、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、事業年度における取締役の経営責任をよりいっそう明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年とする旨定款に定めております。

取締役には会社法第2条第15号に定める社外取締役を3名、監査役には会社法第2条第16号に定める社外監査役を2名選任しております。

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。取締役会規則に基づき、定例取締役会を月1回開催しており、社外取締役も出席いたします。また、取締役会には3名の監査役も出席し、業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）により構成され、前述の取締役会への出席の他、業務、財務の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行についての監査を行っております。

なお、取締役会、監査役会を構成する者の氏名は、後記（2）「役員の状況」に記載の通りです。このほか当社は、島崎知格、小池久士、藤井康太郎、金田英樹、長澤睦の常勤取締役5名及び矢田真一の常勤監査役1名からなる会議を機動的に開催し、取締役会の決議事項及び重要事項について事前審議を行っております。

##### ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社グループを取り巻く事業環境の変化に業務執行取締役が迅速に対応し、その業務執行に関する監視及び経営に関する重要事項等の審議に際し、独立性を担保し客観的、中立的な立場からの助言、提言を適切に発揮する社外取締役、社外監査役を配することで企業統治の透明性確保、向上が十分に機能する体制と考えています。

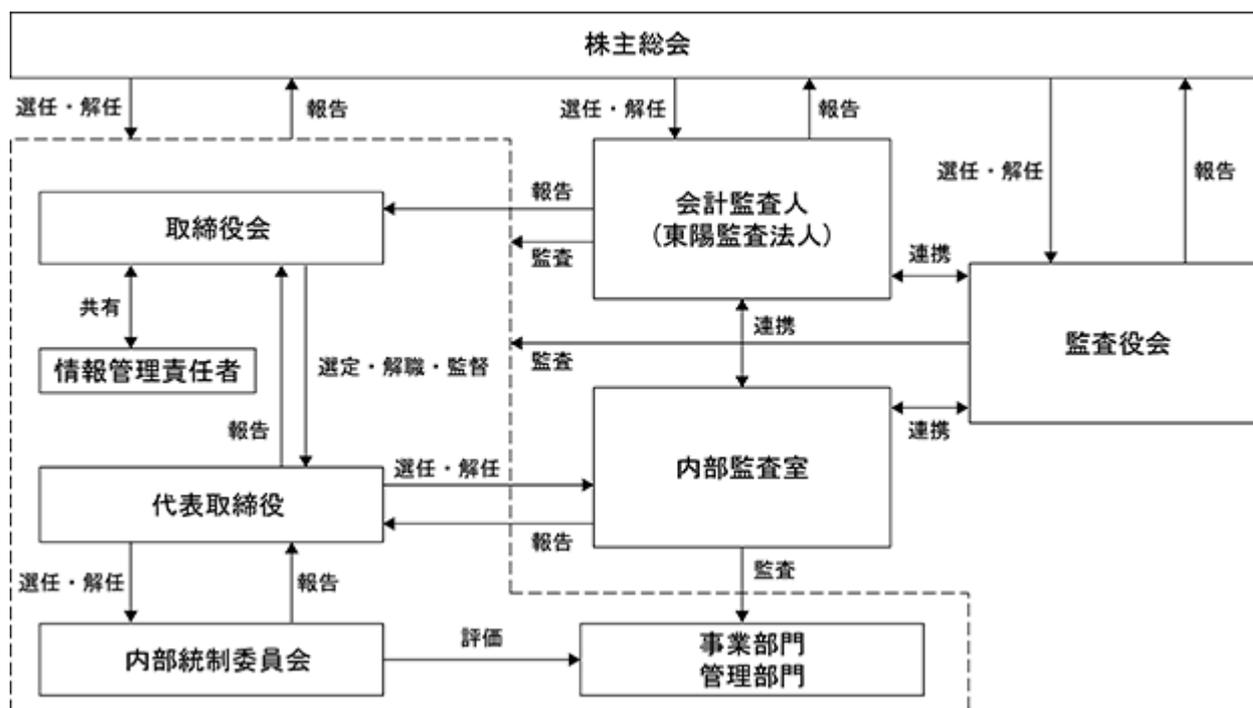
#### 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制については、基本方針に基づき代表取締役社長島崎知格を委員長、小池久士、藤井康太郎、金田英樹、長澤睦の常勤取締役を常任委員として合計5名の内部統制委員会を設置し、統括的なリスク管理業務及びその評価を実施し取締役会へ報告しております。また、当社グループ役職員すべてが遵守すべき事項についてコンプライアンスに関する規程、行動規範、マニュアル等を定め定期的な教育研修を通じて周知徹底するとともに、内部通報制度を設け内部及び外部（顧問弁護士）を窓口として、法条例・諸規程等に違反する行為を早期に発見、是正するようコンプライアンス体制の充実を図っております。このほか、社内外の両視点からのチェック機能を有効に活かすべく、「会計監査人監査」「監査役監査」「内部監査室監査」の三様監査体制を構築し業務執行の監視を強化しております。

これらの活動、評価、教育、監視等は、グループ内の諸業務を網羅しているほか、子会社の業務の適性を確保するため、子会社の取締役には親会社の取締役、グループ内従業員のみを配しグループ全体の経営の健全性を担保しております。

そして適時開示については、情報管理責任者に常務取締役を選任し、管理部門に経験豊かなスタッフを置くことにより財務関連のほか、重要な決定事実及び発生事実に関する情報を適時、適切な開示ができるよう整備しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

#### 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

#### 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

#### 会計監査人の責任軽減

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨、また、会計監査人との間で会社法に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名( 役員のうち女性の比率9% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 株 )
代表取締役社長	島崎 知格	1962年 8月27日生	2002年 9月 三菱証券株式会社 部長代理 2005年 6月 当社 入社 2006年 9月 当社 取締役 2008年 5月 当社 代表取締役社長( 現任 )	( 注 ) 3	24,000
常務取締役	小池 久士	1961年 5月18日生	2003年 5月 株式会社共立メンテナンス 管理本部グループ経営部 副部長兼KMG経理センター室長 2006年 3月 当社 入社 2006年10月 当社 経理部長 2009年 9月 当社 取締役財務経理部長 2011年 3月 当社 取締役管理本部長 2011年 9月 当社 常務取締役管理本部長 2013年10月 当社 常務取締役 管理部門管掌( 現任 )	( 注 ) 3	51,000
常務取締役	長澤 睦	1969年 1月 9日生	1992年 4月 大成設備株式会社 入社 2011年10月 当社 入社 2013年 5月 当社 技術統括部長 2015年 9月 当社 取締役 技術統括部長 2016年10月 当社 取締役 事業部門管掌兼技術統括 部長兼環境エネルギー部長 2019年 9月 当社 執行役員 事業部門管掌兼技術統 括部長兼環境エネルギー部長 2020年 9月 当社 常務取締役 事業部門管掌兼技術統 括部長兼環境エネルギー部長( 現任 )	( 注 ) 3	-
取締役	藤井 康太郎	1964年 3月26日生	2013年 9月 株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 取締役副社長 2016年 5月 当社 入社 株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長 2016年 9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス豊後大野事業所長 2017年 7月 当社 取締役 株式会社エフバイオス日田事業所長 2019年 9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生発電所準備室室長 2020年 1月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所長 2020年 6月 当社 取締役 電力企画部長 2020年 7月 当社 取締役 電力事業部長( 現任 )	( 注 ) 3	4,800
取締役	金田 英樹	1968年 3月 6日生	1988年 4月 株式会社環境未来恒産 入社 2010年 7月 株式会社エフバイオス 入社 2012年 1月 同社 日田事業所長 2015年 7月 同社 西日本燃料事業部長 2015年 9月 同社 執行役員 2017年 1月 同社 執行役員 燃料事業部長 2019年 9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 燃料事業部長( 現任 )	( 注 ) 3	-
取締役	鈴木 信一	1962年 2月25日生	1995年 4月 弁護士登録 松下照雄法律事務所 入所 2000年 5月 鈴木信一法律事務所 代表 2004年 6月 H C アセットマネジメント株式会 社 監査役( 現任 ) 2006年 3月 幸橋法律事務所 代表( 現任 ) 2008年 6月 ばんせい証券株式会社 監査役 2008年 7月 ビーシーフェーズ株式会社 監査役 2010年 9月 当社 取締役( 現任 )	( 注 ) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	皆川 則雄	1949年6月1日生	1998年7月 日商岩井株式会社 東京本社ALM管理室副室長 2002年10月 株式会社ダイアナ 取締役管理本部長兼財務部長 2010年1月 フジ日本精糖株式会社 監査室長 2010年6月 ユニテックフーズ株式会社 監査役 2013年9月 当社 常勤監査役 2018年9月 当社 取締役(現任) 2020年2月 医療法人社団玲和会 理事(現任)	(注)3	-
取締役	佐古 麻衣子	1980年11月21日生	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 霞が関法律会計事務所 入所 2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 ジュニアパートナー 2018年9月 当社 取締役(現任) 2020年2月 桜田通り総合法律事務所 パートナー(現任)	(注)3	-
常勤監査役	矢田 真一	1960年9月7日生	2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 法人業務部 調査役 2008年12月 株式会社コナカ 常勤監査役 2012年12月 学校法人帝京大学 法人本部広報課長 2016年9月 当社 取締役 2017年10月 学校法人帝京大学 法人本部人事課長 2018年9月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	清水 敏生	1952年9月27日生	1996年6月 物産機械情報サービス株式会社 取締役 2001年4月 日本ビジテック株式会社 代表取締役社長 2001年11月 国稀酒造株式会社 非常勤監査役(現任) 2002年12月 株式会社キャリアネットワーク 代表取締役社長 2006年4月 法政大学情報科学部兼任講師 2011年9月 当社 監査役(現任)	(注)5	-
監査役	望月 英仁	1960年10月2日生	1986年10月 太田昭和監査法人 入所 1990年7月 株式会社武藤マーケティング研究室 監査役(現任) 1990年9月 望月税理士事務所 所長(現任) 1991年7月 望月公認会計士事務所 所長(現任) 1998年5月 株式会社ガレージフィルム 監査役(現任) 2016年2月 一般社団法人WITHALS 理事(現任) 2018年11月 医療法人鹿島会 理事(現任) 2019年9月 当社 監査役(現任)	(注)5	-
計					79,800

- (注) 1. 取締役 鈴木信一、皆川則雄及び佐古麻衣子は、社外取締役です。  
2. 監査役 清水敏生、望月英仁は、社外監査役です。  
3. 2020年9月25日開催の定時株主総会の終結時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。  
4. 2018年9月26日開催の定時株主総会の終結時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。  
5. 2019年9月25日開催の定時株主総会の終結時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名です。

すべての社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、業務執行取締役の職務の執行の適正性や取締役会の意思決定のプロセス等に関して、独立の立場で一般株主の利益に配慮した公平で公正な判断がなされるための牽制機能を期待しております。社外取締役鈴木信一、皆川則雄、佐古麻衣子の3名及び社外監査役清水敏生、望月英仁を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を明確な形で定めておりませんが、財務、会計、法律、経営等の専門的な知識や経験を備え一般株主と利益相反の生ずるおそれのないことを基本的な考えとしております。

なお、当社と社外取締役鈴木信一、皆川則雄、佐古麻衣子、監査役矢田真一、及び社外監査役清水敏生、望月英仁は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し業務執行の監督、重要事項の審議のほか、取締役会に報告される内部統制評価、内部監査報告に独立の立場から意見を述べるとともに、その正当性、公平性、実効性等を吟味し必要に応じて問題を提起し改善を図っております。監査役会は、常勤監査役を中心に内部監査、会計監査人と連携し個々の監査業務から得られる情報を共有し相互に補完できる体制を取っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社における監査役会は常勤監査役1名及び非常勤社外監査役2名からなり、各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準に則り、監査方針、監査計画及び職務分担等に従い、取締役会の出席、業務監査及び会計監査等を通じて、取締役の職務執行並びに当社グループ会社の業務や財政状況を監査しています。当事業年度における監査役会の開催状況は以下の通りです。監査役会は、常勤監査役を議長として毎月1回開催し、必要に応じて随時、臨時に開催しています

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査役	矢田 真一	12	12
非常勤（社外）監査役	上田 淳	3	3
	清水 敏生	12	12
	望月 英仁	9	9

(注) 2019年9月25日開催の第23回株主総会終結の時をもって監査役 上田淳は退任しました。

監査役会は、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、株主総会付議事項等について審議しました。

常勤監査役は、取締役会に加え経営会議、営業部門、開発部門及び管理部門の重要な業務会議に出席し、社員面談、重要書類閲覧並びに子会社往査等を通じて業務の状況の把握に努め、内部監査部門や内部統制部門と情報交換の会議を行い、会計監査人より四半期及び期末決算監査報告を受け、監査品質や財務報告内部統制に係る意見交換を実施しています。非常勤監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役からの報告を受け、代表取締役を含む取締役や社外取締役との意見交換を実施し、会計監査人より期末決算報告を聴取し質疑する等して、取締役の職務の執行状況を監査し経営監視機能を果たしています。

#### 内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長に直属する部署として直接報告を行う内部監査室を設置しております。内部監査スタッフ2名を中心に内部監査規程に則って毎年度計画に基づく内部監査を実施しております。また、内部監査スタッフとは別の法務部門1名、管理部門1名と連携してコンプライアンスの状況を監査し、取締役会及び監査役会に報告しております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

東陽監査法人

##### b. 継続監査期間

14年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

c．業務を執行した公認会計士

山田 嗣也  
清水谷 修

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他3名であり、このほかにIT監査担当者に公認会計士1名で監査業務にあたっております。また、監査法人内のレビューパートナーとして公認会計士2名によって審査が行われております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人としての独立性、専門性及び職務遂行能力ならびに品質管理体制及び当社の事業活動に対する理解の基づく監査体制を有すること等を総合的に勘案して監査法人を選定しております。また、監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を確認し、組織的監査体制及び審査体制が整備されていることから同監査法人が適任であると判断しております。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の専門性、独立性、監査体制、監査に係る品質管理の問題の有無、監査報酬のほか、監査役及び経営者等との関係等諸般の要素を勘案し、監査結果は相当であり再任する旨の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	24	-	27	-
連結子会社	-	-	-	-
計	24	-	27	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部門及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴収を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役、監査役の報酬は、株主総会で承認された金額を上限として、取締役の報酬については取締役会にて具体的な金額決定を代表取締役社長に一任して各個別面談の上、役位、業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案して決定し、監査役の報酬については、監査役会で各個別の報酬額を協議の上決定しています。なお、取締役、監査役の報酬のいずれも月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用していません。代表取締役社長は各役員との面談の結果仮決定した個別の報酬額を取締役に報告し、取締役会は各員が委嘱される執行業務、経営監督内容と合わせて報酬額の妥当性、公平性を吟味、審査し、役員報酬額の決定に関する監督を実施しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	104	104	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	-	-	1
社外役員	12	12	-	-	6

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載をしておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載していません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

2018年9月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額は、年額240百万円以内(うち、社外取締役分40百万円以内)、監査役の報酬額は、年額40百万円以内と決議いただいております。(但し、使用人分給与は含まない。)

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、適時に会計基準等の変更等について対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また同機構が主催するセミナー等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,412	1,428
受取手形及び売掛金	1,037	1,298
貯蔵品	340	708
未収消費税等	38	851
その他	458	418
流動資産合計	6,286	7,524
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	1,254,400	1,281,180
減価償却累計額	1,441	1,279
建物及び構築物(純額)	3,959	6,900
機械装置及び運搬具	1,216,350	1,220,404
減価償却累計額	8,248	5,334
機械装置及び運搬具(純額)	8,101	15,070
工具、器具及び備品	2169	2217
減価償却累計額	96	126
工具、器具及び備品(純額)	72	91
土地	1,3014	1,3127
リース資産	1985	1985
減価償却累計額	712	818
リース資産(純額)	272	166
立木	131	539
建設仮勘定	10,441	5,777
有形固定資産合計	25,993	31,673
<b>無形固定資産</b>		
電気供給施設利用権	2130	2354
その他	9	6
無形固定資産合計	140	361
<b>投資その他の資産</b>		
繰延税金資産	849	196
その他	389	392
投資その他の資産合計	938	288
固定資産合計	27,073	32,322
資産合計	33,360	39,847

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,639	1,948
短期借入金	200	200
1年内返済予定の長期借入金	1,192	1,526
未払金	407	293
1年内支払予定の長期未払金	1,319	1,153
リース債務	1,114	1,103
未払法人税等	162	197
賞与引当金	36	38
メンテナンス費用引当金	312	447
その他	151	149
流動負債合計	3,536	4,057
固定負債		
長期借入金	15,378	20,188
長期未払金	1,388	166
リース債務	193	90
繰延税金負債	-	9
固定負債合計	15,961	20,355
負債合計	19,497	24,412
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,288	2,292
資本剰余金	1,288	1,292
利益剰余金	10,256	11,840
株主資本合計	13,833	15,425
新株予約権	28	8
純資産合計	13,862	15,434
負債純資産合計	33,360	39,847

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	11,049	12,218
売上原価	7,548	8,620
売上総利益	3,501	3,597
販売費及び一般管理費	1,651	1,669
営業利益	2,849	2,927
営業外収益		
受取利息	0	0
作業くず売却益	2	6
受取保険金	13	-
固定資産売却益	4	3
補助金収入	-	6
受取精算金	-	28
その他	7	10
営業外収益合計	27	55
営業外費用		
支払利息	119	141
支払手数料	92	6
株式交付費	0	0
固定資産除却損	28	4
固定資産処分損	28	-
その他	7	3
営業外費用合計	277	156
経常利益	2,600	2,826
特別利益		
新株予約権戻入益	2	19
特別利益合計	2	19
税金等調整前当期純利益	2,602	2,845
法人税、住民税及び事業税	314	426
法人税等調整額	203	662
法人税等合計	518	1,088
当期純利益	2,084	1,757
親会社株主に帰属する当期純利益	2,084	1,757

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純利益	2,084	1,757
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	3	-
その他の包括利益合計	1 3	1 -
包括利益	2,087	1,757
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,087	1,757
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,276	1,276	8,321	-	11,874	3	3	31	11,902
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12			24				24
剰余金の配当			144		144				144
親会社株主に帰属する当期純利益			2,084		2,084				2,084
自己株式の取得				4	4				4
自己株式の消却			4	4	-				-
連結範囲の変動			0		0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-	3	3	3	0
当期変動額合計	12	12	1,934	-	1,959	3	3	3	1,959
当期末残高	2,288	1,288	10,256	-	13,833	-	-	28	13,862

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,288	1,288	10,256	-	13,833	-	-	28	13,862
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4	4			8				8
剰余金の配当			173		173				173
親会社株主に帰属する当期純利益			1,757		1,757				1,757
自己株式の取得				0	0				0
自己株式の消却			0	0	-				-
連結範囲の変動					-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-			19	19
当期変動額合計	4	4	1,583	-	1,592	-	-	19	1,572
当期末残高	2,292	1,292	11,840	-	15,425	-	-	8	15,434

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,602	2,845
減価償却費	1,209	1,348
固定資産売却損益(は益)	0	3
固定資産除却損	28	4
固定資産処分損益(は益)	28	-
株式交付費	0	0
新株予約権戻入益	2	19
メンテナンス費用引当金の増減額(は減少)	73	134
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	119	141
支払手数料	92	6
売上債権の増減額(は増加)	6	260
たな卸資産の増減額(は増加)	57	367
その他の資産の増減額(は増加)	365	245
仕入債務の増減額(は減少)	27	309
預り金の増減額(は減少)	5	7
未収消費税等の増減額(は増加)	17	813
未払消費税等の増減額(は減少)	22	9
その他の負債の増減額(は減少)	164	158
その他	2	-
小計	3,460	3,414
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	119	141
法人税等の支払額	473	443
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,866	2,829
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	6,220	7,798
有形固定資産の売却による収入	62	5
無形固定資産の取得による支出	3	-
補助金の受取額	-	93
差入保証金の差入による支出	4	6
差入保証金の回収による収入	3	4
資産除去債務の履行による支出	48	-
その他	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,211	7,702

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	5,600	6,500
長期借入金の返済による支出	1,585	1,355
割賦債務の返済による支出	309	147
新株予約権の行使による株式の発行による収入	22	7
社債の償還による支出	72	-
リース債務の返済による支出	129	114
配当金の支払額	143	173
担保に供した預金の増減額(は増加)	570	137
その他	96	7
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,856</b>	<b>4,571</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	512	300
現金及び現金同等物の期首残高	3,684	4,232
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	35	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,232	1 3,931

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社エフオン日田  
株式会社エフオン白河  
株式会社エフオン豊後大野  
株式会社エフオン壬生  
株式会社エフオン新宮  
株式会社エフパイオス  
ソレイユ日田株式会社

(2) 非連結子会社 4社

非連結子会社の名称

株式会社エフオン大分  
株式会社エフオン福島  
株式会社エフオン第六  
株式会社エフオン第七

連結の範囲から除いた理由

連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 -社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 4社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社エフオン大分  
株式会社エフオン福島  
株式会社エフオン第六  
株式会社エフオン第七

持分法を適用しない理由

連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	15～31年
機械装置	15年

その他の事業用の有形固定資産

グリーンエネルギー事業の発電設備における主な建物及び構築物、機械装置は経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	7～60年
機械装置	5～20年

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

4～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置、グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

ハ 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ 借入金利息等の固定資産取得原価算入

建設期間が1年以上のプロジェクトにかかる固定資産については、その建設期間中の借入金利息及び借入付随費用を取得原価に算入しております。

ハ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ニ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定

2022年6月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定

2022年6月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 会計上の見積りの開示に関する会計基準

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

### (2) 適用予定

2021年6月期の年度末より適用予定です。

## 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

### (2) 適用予定

2021年6月期の年度末より適用予定です。

## （表示方法の変更）

### （連結貸借対照表）

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において「流動資産」の「その他」に表示していた496百万円は、「未収消費税等」38百万円、「その他」458百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及び金利スワップ取引の担保  
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)		当連結会計年度 (2020年6月30日)	
現金及び預金	180百万円		317百万円	
建物及び構築物	3,236百万円	(3,141百万円)	6,091百万円	(3,016百万円)
機械装置及び運搬具	7,037百万円	(7,004百万円)	13,894百万円	(6,494百万円)
土地	2,271百万円	( - 百万円)	2,278百万円	( - 百万円)
関係会社株式	1,981百万円		1,981百万円	

(注) 関係会社株式につきましては連結上相殺消去されております。

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)		当連結会計年度 (2020年6月30日)	
1年内返済予定の長期借入金	523百万円	(420百万円)	848百万円	(420百万円)
長期借入金	13,564百万円	(6,719百万円)	18,188百万円	(6,699百万円)

上記のうち、( )内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)		当連結会計年度 (2020年6月30日)	
受取手形及び売掛金	98百万円		60百万円	
リース資産	272百万円		166百万円	

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)		当連結会計年度 (2020年6月30日)	
支払手形及び買掛金	2百万円		2百万円	
1年内支払予定の長期未払金	249百万円		36百万円	
長期未払金	244百万円		38百万円	
リース債務(流動負債)	114百万円		103百万円	
リース債務(固定負債)	193百万円		90百万円	

2. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
建物及び構築物	762百万円	757百万円
機械装置及び運搬具	2,458百万円	1,280百万円
工具、器具及び備品	4百万円	4百万円
電気供給施設利用権	0百万円	0百万円

3. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
投資有価証券(株式)	3百万円	4百万円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
給料手当	108百万円	132百万円
役員報酬	147百万円	129百万円
支払手数料	18百万円	14百万円
地代家賃	97百万円	98百万円
賞与引当金繰入額	15百万円	16百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	3百万円	- 百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	3百万円	- 百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
繰延ヘッジ損益	3百万円	- 百万円
その他の包括利益合計	3百万円	- 百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注)1	18,004,571	3,626,114	3,726	21,626,959
自己株式				
普通株式(株) (注)2	-	3,726	3,726	-

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加3,626,114株は、株式分割(1:2)による増加3,600,914株及び新株予約権行使による増加25,200株であり、減少は自己株式の消却によるものです。

2. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は消却によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	28
合計		-	-	-	-	-	28

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年8月8日 取締役会	普通株式	144	8.00	2018年6月30日	2018年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173	8.00	2019年6月30日	2019年9月5日

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株） （注）1	21,626,959	12,000	760	21,638,199
自己株式				
普通株式（株） （注）2	-	760	760	-

（注）1．普通株式の発行済株式の増加12,000株は、新株予約権行使による増加12,000株であり、減少は自己株式の消却によるものです。

2．普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は消却によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8
合計		-	-	-	-	-	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年8月8日 取締役会	普通株式	173	8.00	2019年6月30日	2019年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173	8.00	2020年6月30日	2020年9月7日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	4,412百万円	4,248百万円
担保に供している預金	180百万円	317百万円
現金及び現金同等物	4,232百万円	3,931百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

リース資産の内容

有形固定資産

省エネルギー支援サービス事業における機器類であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
1年以内	54	-
1年超	-	-
合計	54	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は主に銀行等金融機関からの借入及び新株予約権等の発行によっています。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権については、受取手形及び売掛金があり、それぞれ顧客並びに割賦・リース会社の信用リスクに依存しています。

営業債務では、買掛金、未払金についてはいずれも1年以内の支払期日ですが、長期未払金、リース債務は、顧客とのエネルギーサービス契約に基づく5～10年に亘る投下設備の割賦、リース資金です。エネルギーサービス契約に基づく債務では原則として当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービス料を担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しておりリスクとしては顧客の信用リスクに依存しています。その他の割賦債務については、支払総額を割賦期間に均等に配分する方法により金利変動リスクを固定化しています。長期借入金は、子会社発電所の建設資金及び当社グループの運転資金であり、このうち発電所建設資金については一部金利変動リスクに対して金利スワップ取引による支払利息の固定化を実施しています。当該デリバティブ取引は、ヘッジ会計の適用の範囲内です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの回収期日管理及び残高管理を行い実施しています。投資先、貸付先の信用リスクは、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や条件の見直し交渉により軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)については、当社及び借入残高の大きな一部の子会社において借入金の支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性資金を一定額以上に維持すること等により実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2019年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
1. 現金及び預金	4,412	4,412	-
2. 受取手形及び売掛金	1,037	1,037	-
3. 支払手形及び買掛金	(639)	(639)	-
4. 未払金	(407)	(407)	-
5. 短期借入金	(200)	(200)	-
6. 長期借入金	(16,570)	(16,952)	(381)
7. 長期未払金	(708)	(707)	( 1)
8. リース債務	(308)	(308)	-

( 1 ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当連結会計年度（2020年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
1. 現金及び預金	4,248	4,248	-
2. 受取手形及び売掛金	1,298	1,298	-
3. 支払手形及び買掛金	(948)	(948)	-
4. 未払金	(293)	(293)	-
5. 短期借入金	(200)	(200)	-
6. 長期借入金	(21,714)	(21,686)	(28)
7. 長期未払金	(219)	(219)	(0)
8. リース債務	(193)	(193)	-

( 1 ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項  
資産

1. 現金及び預金

預金はそのほとんどが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

3. 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 長期未払金

当社のエネルギーサービスは、当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービスを担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しております。長期未払金は、当該設備資金の未払割賦残高であり顧客の信用リスクによるノンリコース契約となっているため、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)はないことから時価は帳簿価額によっております。

それ以外の割賦債務に係る長期未払金は、割賦債務の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

8. リース債務

当社のエネルギーサービスは、当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービスを担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しております。リース債務は、当該設備資金の未払割賦残高であり顧客の信用リスクによるノンリコース契約となっているため、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)はないことから時価は帳簿価額によっております。

それ以外の割賦債務に係るリース債務は、割賦債務の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	2019年6月30日	2020年6月30日
非上場株式	3	4

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項に記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,412	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,037	-	-	-
合計	5,449	-	-	-

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,248	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,298	-	-	-
合計	5,546	-	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	200	-	-	-	-	-
長期借入金	1,192	1,243	1,336	1,375	1,241	10,182
長期未払金	319	235	85	27	5	34
リース債務	114	103	58	24	7	-
合計	1,826	1,582	1,480	1,427	1,254	10,216

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	200	-	-	-	-	-
長期借入金	1,526	1,724	1,907	1,749	1,565	13,241
長期未払金	153	65	1	-	-	-
リース債務	103	58	24	7	-	-
合計	1,982	1,848	1,933	1,756	1,565	13,241

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち1 年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,194	4,654	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち1 年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,654	4,199	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社のうち1社(株エフバイオス)において、確定拠出型の退職年金制度を設けておりません。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額 前連結会計年度9百万円 当連結会計年度10百万円

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
新株予約権戻入益	2百万円	19百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2016年7月 第13回ストック・オプション	2017年8月 第14回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 24名 当社子会社従業員 74名	当社取締役 4名 当社従業員 16名 当社子会社従業員 70名
株式の種類及び付与数	普通株式 516,000株	普通株式 144,000株
付与日	2016年7月22日	2017年8月25日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社の2017年6月期に係る有価証券報告書に記載される同期の連結損益計算書における営業利益の額が2,000百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等の事情により目標とする指標または金額に変更が必要と当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができるものとする。</p> <p>上記に関わらず、本新株予約権の割当日から行使期間の末日までの期間において、当社普通株式の金融商品取引所における普通取引終値が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、新株予約権者は残存する本新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、2018年6月期の営業利益が2,600百万円を超過した場合、新株予約権を2018年6月期の有価証券報告書の提出日の翌日から権利行使期間の末日までに行使することができる。上記における営業利益は、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益をいい、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>上記にかかわらず、新株予約権は、割当日から権利行使期間の末日までの間に、いずれかの連続する21取引日において東京証券取引所における当社株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50%を下回った場合、未行使の新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	同左	同左
権利行使期間	自 2017年10月1日 至 2020年7月21日	自 2018年10月1日 至 2023年8月24日

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき1.2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	2016年7月 ストック・オプション	2017年8月 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	249,600	124,800
権利確定	-	-
権利行使	12,000	-
失効	6,000	124,800
未行使残	231,600	-

(注) 2018年7月1日付株式分割（1株につき1.2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(3) 単価情報

	2016年7月 ストック・オプション	2017年8月 ストック・オプション
権利行使価格（円）	670	1,030
行使時平均株価（円）	673.75	-
公正な評価単価（付与日）（円）	46	185

(注) 2018年7月1日付株式分割（1株につき1.2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	26百万円	42百万円
メンテナンス費用引当金	88 "	127 "
賞与引当金	12 "	12 "
減価償却超過額	287 "	29 "
税務上の繰越欠損金 (注)	908 "	443 "
除却資産否認	0 "	0 "
投資有価証券評価損	213 "	213 "
その他	125 "	131 "
繰延税金資産 小計	1,663百万円	1,000百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	518 "	328 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当 額	296 "	264 "
評価性引当額小計	814百万円	592百万円
繰延税金資産 合計	849百万円	408百万円
繰延税金負債		
減価償却不足額	- 百万円	221百万円
繰延税金負債合計	- 百万円	221百万円
繰延税金資産の純額	849百万円	186百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(a)	502	128	14	18	48	196	908
評価性引当額	229	24	8	16	42	196	518
繰延税金資産	273	103	6	2	5	-	(b) 390

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金の回収可能性について、当社グループは連結納税制度を利用しており将来の課税所得が十分に発生することから法人税の繰越欠損金は回収することが可能と判断しています。

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(a)	128	14	18	48	14	218	443
評価性引当額	23	12	16	43	14	218	328
繰延税金資産	104	2	2	5	-	-	(b) 114

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金の回収可能性について、当社グループは連結納税制度を利用しており将来の課税所得が十分に発生することから法人税の繰越欠損金は回収することが可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割	0.3%	0.2%
子会社税率差異	2.3%	1.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額(は増額)修正分	0.2%	0.1%
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2.5%	6.7%
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8.4%	1.1%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	- %	7.7%
減価償却不足額	- %	7.8%
その他	2.6%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.9%	38.3%

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社の事業区分は、当社の内部管理上採用している区分をベースに、顧客企業のエネルギー使用実態の調査・診断及び省エネルギー設備の施工・運用等を行う「省エネルギー支援サービス事業」と、木質バイオマス等の新エネルギーによる発電を行う「グリーンエネルギー事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエネルギー事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	723	10,325	11,049	11,049
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,138	-	7,138	7,138
計	7,862	10,325	18,188	18,188
セグメント利益	24	2,921	2,946	2,946
セグメント資産	1,159	30,786	31,945	31,945
その他の項目				
減価償却費	384	818	1,202	1,202
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2	6,506	6,508	6,508

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエネルギー事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	477	11,740	12,218	12,218
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,274	-	5,274	5,274
計	5,752	11,740	17,492	17,492
セグメント利益	16	2,964	2,980	2,980
セグメント資産	542	38,462	39,004	39,004
その他の項目				
減価償却費	225	1,114	1,339	1,339
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3	5,417	5,420	5,420

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	18,188	17,492
セグメント間取引消去	7,138	5,274
連結財務諸表の売上高	11,049	12,218

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,946	2,980
全社費用（注）	97	53
連結財務諸表の営業利益	2,849	2,927

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	31,945	39,004
全社資産（注）	1,414	842
連結財務諸表の資産合計	33,360	39,847

（注） 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の余資運用資金（現預金）及び管理部門の資産等です。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額（注）		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	1,202	1,339	-	-	6	9	1,209	1,348
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,508	5,420	-	-	13	25	6,522	5,446

（注） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社の設備投資等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本テクノ株式会社	9,973	グリーンエネルギー事業

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本テクノ株式会社	9,985	グリーンエネルギー事業
九州電力送配電株式会社	1,454	グリーンエネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と非連結子会社及び関連会社との取引  
前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と主要株主及び関連会社との取引  
連結財務諸表提出会社の主要株主

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	日本テクノ株式会社	東京都新宿区	571	高圧受変電設備の保安管理業、電力販売業	(被所有) 直接 32.75	主要株主 役員の兼任 なし	電力の販売	9,973	売掛金	903

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	日本テクノ株式会社	東京都新宿区	571	高圧受変電設備の保安管理業、電力販売業	(被所有) 直接 32.58	主要株主 役員の兼任 なし	電力の販売	9,985	売掛金	594

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	639.64円	712.89円
1株当たり当期純利益金額	96.40円	81.22円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	96.03円	81.21円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,084	1,757
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,084	1,757
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	21,618,452	21,635,579
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	83,787.07	1,673.30
(うち新株予約権(株))	(83,787.07)	(1,673.30)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第14回新株予約権 潜在株式の数 124,800株	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200	200	0.5729	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,192	1,526	0.7103	-
1年以内に返済予定のリース債務	114	103	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,378	20,188	0.7103	2021年～2040年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	193	90	-	2021年～2024年
その他有利子負債				
1年以内支払予定の長期未払金	319	153	-	-
長期未払金(1年以内に支払予定のものを除く)	388	66	-	2021年～2023年
計	17,787	22,328	-	-

(注) 1. 平均利率については、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。また、長期未払金は主に割賦購入契約によるものでありますが、長期未払金の平均利率については長期未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で、長期未払金を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

2. 長期借入金、リース債務及び長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,724	1,907	1,749	1,565
リース債務	58	24	7	-
長期未払金	65	1	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,748	5,436	9,032	12,218
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	679	1,243	2,201	2,845
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	353	718	1,329	1,757
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	16.34	33.19	61.44	81.22

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	16.34	16.86	28.25	19.77

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,282	502
売掛金	1,388,733	1,366,621
貯蔵品	0	-
未成工事支出金	888	1,762
前払費用	28	38
関係会社短期貸付金	3200	-
未収入金	3622	3694
繰延消費税	292	166
その他	22	36
流動資産合計	12,070	9,822
固定資産		
有形固定資産		
建物	4163	464
機械及び装置	4356	463
工具、器具及び備品	22	29
土地	56	56
車両運搬具	2	0
リース資産	1272	1166
建設仮勘定	7	14
有形固定資産合計	881	395
無形固定資産		
ソフトウェア	0	2
ソフトウェア仮勘定	2	-
その他	3	2
無形固定資産合計	6	5
投資その他の資産		
関係会社株式	12,160	12,161
関係会社長期貸付金	1,930	4,230
長期前払費用	-	5
繰延税金資産	610	179
その他	84	79
投資その他の資産合計	4,785	6,655
固定資産合計	5,673	7,056
資産合計	17,744	16,878

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,336	1,312
工事未払金	194	86
短期借入金	200	200
1年内返済予定の長期借入金	561	491
未払金	62	32
1年内支払予定の長期未払金	1,298	1,149
リース債務	1,114	1,103
前受金	5,350	3,950
未払費用	6	6
未払法人税等	40	22
預り金	7	5
賞与引当金	15	15
メンテナンス費用引当金	28	78
その他	2	50
流動負債合計	6,919	5,323
固定負債		
長期借入金	1,535	1,244
関係会社長期借入金	600	1,000
長期未払金	1,384	166
リース債務	1,193	190
固定負債合計	2,714	2,401
負債合計	9,633	7,724
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,288	2,292
資本剰余金		
資本準備金	1,288	1,292
資本剰余金合計	1,288	1,292
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,505	5,559
利益剰余金合計	4,505	5,559
株主資本合計	8,082	9,144
新株予約権	28	8
純資産合計	8,111	9,153
負債純資産合計	17,744	16,878

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	2,810	2,601
売上原価	7,761	5,655
売上総利益	341	354
販売費及び一般管理費	1,328	1,272
営業利益	12	81
営業外収益		
受取利息	26	24
受取配当金	2,392	2,184
その他	17	4
営業外収益合計	416	1,193
営業外費用		
支払利息	215	220
その他	32	2
営業外費用合計	48	23
経常利益	379	1,251
特別利益		
新株予約権戻入益	2	19
特別利益合計	2	19
税引前当期純利益	382	1,271
法人税、住民税及び事業税	388	386
法人税等調整額	175	430
法人税等合計	212	44
当期純利益	595	1,227

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
仕入高	2	13	0.2	0	0.0
外注費		7,324	94.4	5,403	95.5
労務費		0	0.0	0	0.0
経費		423	5.5	251	4.4
当期売上原価		7,761	100.0	5,655	100.0

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1. 原価計算の方法 個別原価計算制度を採用しております。	1. 原価計算の方法 同左
2. 経費の主な内訳	2. 経費の主な内訳
減価償却費 383百万円	減価償却費 223百万円
支払リース料 2百万円	支払リース料 2百万円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,276	1,276	1,276	4,059	4,059	-	7,611	31	7,643
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12	12				24		24
剰余金の配当				144	144		144		144
当期純利益				595	595		595		595
自己株式の取得						4	4		4
自己株式の消却				4	4	4	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-	3	3
当期変動額合計	12	12	12	446	446	-	471	3	467
当期末残高	2,288	1,288	1,288	4,505	4,505	-	8,082	28	8,111

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,288	1,288	1,288	4,505	4,505	-	8,082	28	8,111
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4	4	4				8		8
剰余金の配当				173	173		173		173
当期純利益				1,227	1,227		1,227		1,227
自己株式の取得						0	0		0
自己株式の消却				0	0	0	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-	19	19
当期変動額合計	4	4	4	1,053	1,053	-	1,062	19	1,042
当期末残高	2,292	1,292	1,292	5,559	5,559	-	9,144	8	9,153

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

・省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～31年

機械装置 15年

・その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。

(2) メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

- (1) 工事の進行途上においても、その進捗部分について成果が認められる場合  
工事進行基準によっております。
- (2) 上記の要件を満たさない場合  
工事完成基準によっております。
- (3) 決算日における工事進捗度の見積方法  
原価比例法によっております。

## 6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
金利スワップは、特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段.....金利スワップ  
ヘッジ対象.....借入金
- (3) ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。
- (4) ヘッジ有効性の評価方法  
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

関係会社の1年内返済予定の長期借入金、長期借入金の担保  
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
関係会社株式	1,981百万円	1,981百万円

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、関係会社のデリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
関係会社の1年内返済予定の 長期借入金	495百万円	820百万円
関係会社の長期借入金	13,444百万円	18,099百万円

割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等  
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
売掛金	98百万円	60百万円
リース資産	272百万円	166百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
買掛金	2百万円	2百万円
1年内支払予定の長期未払金	249百万円	36百万円
長期未払金	244百万円	38百万円
リース債務(流動負債)	114百万円	103百万円
リース債務(固定負債)	193百万円	90百万円

2. 偶発債務

債務保証

下記のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
(株)エフオン日田	600百万円 借入債務	1,000百万円 借入債務
(株)エフオン豊後大野	6,539百万円 借入債務	6,119百万円 借入債務
(株)エフオン白河	364百万円 借入債務	278百万円 借入債務
(株)エフオン壬生	4,800百万円 借入債務	7,800百万円 借入債務
(株)エフオン新宮	2,000百万円 借入債務	4,000百万円 借入債務
計	14,304百万円	19,198百万円

デリバティブ取引に対する保証債務

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
(株)エフオン豊後大野	5,039百万円 金利スワップ	4,619百万円 金利スワップ
計	5,039百万円	4,619百万円

上記のデリバティブ取引は、子会社及び関連会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものです。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
短期金銭債権	9,244百万円	7,223百万円
短期金銭債務	5,374百万円	3,955百万円

4. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
建物	53百万円	16百万円
機械及び装置	1,499百万円	260百万円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費に属する費用の主なもののうち主要な費目及び金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
役員報酬	147百万円	129百万円
法定福利費	28百万円	6百万円
地代家賃	27百万円	21百万円
賞与引当金繰入額	15百万円	3百万円
減価償却費	12百万円	16百万円
おおよその割合		
販売費	51.2%	50.0%
一般管理費	48.8%	50.0%

2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業取引(収入)	7,378百万円	5,532百万円
営業取引以外の取引(収入)	398百万円	1,188百万円
営業取引以外の取引(費用)	1百万円	9百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,160百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,161百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2019年 6月30日 )	当事業年度 ( 2020年 6月30日 )
繰延税金資産		
未払事業税	2百万円	3百万円
メンテナンス費用引当金	8 "	23 "
賞与引当金	4 "	4 "
減価償却超過額	230 "	27 "
税務上の繰越欠損金	873 "	428 "
除却固定資産否認	0 "	0 "
関係会社株式評価・譲渡損益	213 "	213 "
その他	55 "	55 "
繰延税金資産 小計	1,390百万円	757百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	483 "	313 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	296 "	264 "
評価性引当額小計	779百万円	577百万円
繰延税金資産 合計	610百万円	179百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2019年 6月30日 )	当事業年度 ( 2020年 6月30日 )
法定実効税率 ( 調整 )	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.1%
住民税均等割	1.0%	0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額 ( は増額 ) 修正	1.7%	0.3%
受取配当金の益金不算入	31.4%	28.5%
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	14.5%	13.4%
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	57.4%	2.5%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	- %	17.1%
その他	11.7%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.7%	3.5%

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	163	0	84	15	64	76
	機械及び装置	356	3	191	105	63	1,178
	工具、器具及び備品	22	18	-	10	29	25
	土地	56	-	-	-	56	-
	車両運搬具	2	-	0	0	0	1
	リース資産	272	-	-	106	166	818
	建設仮勘定	7	14	7	-	14	-
	計	881	36	283	238	395	2,100
無形固定資産	ソフトウェア	0	2	-	1	2	-
	ソフトウェア仮勘定	2	5	8	-	-	-
	その他	3	-	-	0	2	-
	計	6	8	8	1	5	-

(注) 1. 当期増加額の内訳は次のとおりです。

工具、器具及び備品 会計サーバ機器取得による増加 16百万円

2. 当期減少額の内訳は次のとおりです。

建物 省エネルギー支援サービス事業における期間満了に伴う売却及び除却による減少 84百万円  
機械及び装置 省エネルギー支援サービス事業における期間満了に伴う売却及び除却による減少 191百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	15	15	15	15
メンテナンス費用引当金	28	78	28	78

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第23期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日） 2019年9月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第23期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日） 2019年9月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第24期第1四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月8日に関東財務局長に提出。

第24期第2四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月12日に関東財務局長に提出。

第24期第3四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月11日に関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2019年9月26日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（連結子会社からの配当金受領）の規定に基づく臨時報告書 2020年3月19日に関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月25日

株式会社エフオン

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 山田 嗣也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水谷 修  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフオンの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エフオンの2020年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エフオンが2020年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月25日

株式会社エフオン

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 山田 嗣也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水谷 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフオンの2019年7月1日から2020年6月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオンの2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。